

電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定

改定後	現行（平成28年公表）
<p data-bbox="210 300 1084 379">「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」</p> <p data-bbox="786 421 1099 448" style="text-align: right;">令和5年4月20日</p> <p data-bbox="786 469 1099 496" style="text-align: right;">総務省</p> <p data-bbox="210 517 1099 644">2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方</p> <p data-bbox="286 660 344 687">[略]</p> <p data-bbox="241 708 1099 1219">なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。<u>ただし、上記の電気通信役務のいずれかの契約数等が、1年以上継続して5万以上となっている場合及び1年以上継続して5万以上となっている電気通信役務を提供する電気通信事業を、当該事業を営む他の電気通信事業者から譲渡され、又は合併、分割若しくは相続により譲り受けた場合においては、当該事業を譲り受けた電気通信事業者を指定することとする。</u></p> <p data-bbox="286 1235 344 1262">[略]</p>	<p data-bbox="1128 300 2002 379">「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」</p> <p data-bbox="1704 421 2018 448" style="text-align: right;">平成28年3月29日</p> <p data-bbox="1704 469 2018 496" style="text-align: right;">総務省</p> <p data-bbox="1128 517 1285 544">2 [同左]</p> <p data-bbox="1205 660 1285 687">[同左]</p> <p data-bbox="1160 708 2018 932">なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。</p> <p data-bbox="1205 1235 1285 1262">[同左]</p>